

東調政連 ニュース No. 24 02

H24.5.16

発行責任者 幹事長 小 沢 宏

都議会民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟に要望書提出

昨今、地域主権戦略大綱における「法務局が行う登記の事務・権限を地方に移譲すること」に関する議論が大きな問題となっていることは、既にご承知のとおりである。

このことを受け、東京土地家屋調査士政治連盟及び東京土地家屋調査士会では、去る5月7日、都議会民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟（以下「民主党議員連盟」という。）に対し、地方自治法第99条の規定に基づき、東京都議会として当該方針に反対する旨の意見書を、国会等に対して提出されることを求める要望を行った。

当該要望の骨子として、「登記制度とは、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有しているが故に、全国的に統一した法解釈や運用、事務処理基準が堅持される必要があること」、また、「登記官が職務を遂行するに当たっては、高度な法律的専門知識等に基づく判断が求められ、その判断が地域によって格差を生じてはならず、よって、従事する職員の教育及び研修は、長期的な視点をもって一元的・体系的に行われるべきものであること」を主張した。

民主党議員連盟におかれても、国の出先機関を原則廃止する方針が推進される場合であっても、その中には、やはり国が担わなくてはならない事務もある旨のご理解を賜り、特に本件についてはその代表的な事務・権限である旨のご支持をいただき、当該要望の実現に向けて、積極的に運動を展開する旨の答弁をいただいた。

なお、要望書の詳細については、次のとおり。

東 調 総 発 第 1 9 号
東 調 政 連 発 第 1 号
平 成 2 4 年 5 月 7 日

東京都議会民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟

会 長 和 田 宗 春 様
幹 事 長 大 沢 昇 様

住 所 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
土地家屋調査士会館

団 体 名 東京土地家屋調査士会

代表者名 会 長 國 吉 正 和

団 体 名 東京土地家屋調査士政治連盟

代表者名 会 長 市 川 新 太 郎

登記の事務・権限等の地方への移譲反対について（要望）

新緑の候、貴党におかれてはますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は、当会及び当政治連盟の運営につきましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、下記のとおり要望いたしますので善処くださいますよう、貴党のご尽力をお願い申し上げます。

記

1. 要望の要旨

東京都議会におかれましては、平素より東京都民のため都政にご尽力されておりますことに敬意を表しますとともに、土地家屋調査士制度の健全な発展に深いご理解を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など、抜本的な改革を進めることが定められました。もとより、私どもは、「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を

地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という、同大綱に定める国の出先機関改革の理念について反対するものではありません。しかし、私ども土地家屋調査士は、その取扱業務が法務局等の行う事務と密接に関係するが故に知り得る次のような理由から、「法務局が行う事務・権限を地方に移管すること」は、地域主権戦略大綱において国の出先機関の改革を目指すこととした理念に反する懸念があるものとして、大いに憂慮するものであります。

よって、東京都議会として、地方自治法第99条の規定による「法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管することについて反対する」意見書を、国会並びに関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官あて）に提出いただけますよう、お願いいたします。

2. 要望の理由

(1) 法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有しています。また、国民の権利の擁護に係る事務であることから、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要があります。筆界の判断において、土地の所有者等権利者の認識とは異なる場合であっても、国が示すゆえに受け入れられるものであり、それは法14条地図整備事業の限りなくゼロに近い筆界未定率からも明らかです。

よって、国の機関である法務局等が、全国的に統一した基準により直接実施しなければならないことを申し述べさせていただきます。

(2) 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門知識・能力に基づく判断が求められています。登記事務等が地方に移管された場合、地方自治体及びその職員に著しい負担が生じるとともに、その地域の財政状況及びその他の事情によって能力等の格差が生じることも懸念されます。登記は、不動産取引等経済活動に密接に関係するものであり、安全安心に、さらに迅速円滑に処理され続けなければならないものと考えます。したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行うべきであることを申し述べさせていただきます。



